

不払い・融資・くらしなんでも相談会
5月25日(月)・26日(火)の2日間
 25日は法律相談、26日は税務相談に専門家が相談に応じます
 13:30から一人30分、各4組の相談に対応します。
 ※30分以上は別日有料での対応
 要予約03-3986-2471豊島支部事務所

けんせつ北部

購読料は組合費の中に含まれています。
 定価三十円

発行所
 東京土建一般労働組合
 城北ブロック会議
 東京都豊島区西池袋5-22-15
 電話 豊島 (3986) 2471
 北 (5390) 6021
 板橋 (3963) 5325
 練馬 (3825) 5522
 発行人代表者 佐藤 広平
 発行予定日 毎月4回
 1日、9日、17日、25日

緊急事態宣言の延長により、5月の組合活動も自粛します

春の拡大月間の目標と成果		
分会名	目標	成果
さくら	8	4
上池袋本町	7	0
南池袋	6	2
池袋	6	3
かなめ	5	★6
椎名町	7	★9
企業交流	7	3
直属	40	34
合計	86	61
5/15日時点		

組合運動ができない中、組合加入をすすめるために

困難なときこそ、組合に加入することをすすめてよう

新型コロナウイルスの蔓延により、3月から組合活動を縮小、中止せざるを得ない状況となりました。現在、支部でもHPやLINE@、ツイッターなどを使い、仲間情報発信をおこなっています。また、そのことを知らない仲間にも豊島支部の情報登録してください。

組合では、この危機的状況の中、組合員の命と健康を守ることを優先し、緊急事態宣言を受けて、組合活動を自粛しています。通常ですと、4月・5月は「仲間つくり運動」の集中月間となり、この時期に多くの加入を勝ち取り組織の増勢をめざすと取り組みを行う時期です。

しかしながら、この状況の中で「人と人が」接触しないことを前提に取り組みを組み立てます。仲間の困りごとを支部に集

中させていくことで、仲間の中で「困った時こそ、組合が必要」ということを広めましょう。現在、支部でもHPやLINE@、ツイッターなどを使い、仲間情報発信をおこなっています。また、そのことを知らない仲間にも豊島支部の情報登録してください。

この春の拡大月間(4月・5月)では大衆的な運動が行えませんが、地域からの加入や事業所等の新入社員加入がすすみ、61人の成果となっています。

4月の登録では、加入42人、脱退55人となり5月1日組織人員は、2058人となりました。組織の後退となった脱退の要因は半数が事業所脱退、高齢や建設業をやめるといったものも10件以上ありました。コロナの影響との因果関係は今の

この困難な状況下で相談する拠り所になることは、「組合」ということをお仲間にお伝えをお願いいたします。

加入の自身は、事業所や現場の仲間の方がいましたらご紹介をお願いいたします。分会の仲間か豊島支部事務所までご連絡ください。コロナ対策融資や助成金の制度などを伝え、仲間の実態や要求を聞き取りましょう。この月間での取り組みが、年間組織実増の土台を築きます。全分会目標達成を目指しましょう。

この困難な状況の中、厳しい状況の中、組合への問い合わせも多く、拡大が進むかなめ・椎名町の2分会が目標を達成!

この春の拡大月間(4月・5月)では大衆的な運動が行えませんが、地域からの加入や事業所等の新入社員加入がすすみ、61人の成果となっています。

加入の自身は、事業所や現場の仲間の方がいましたらご紹介をお願いいたします。分会の仲間か豊島支部事務所までご連絡ください。コロナ対策融資や助成金の制度などを伝え、仲間の実態や要求を聞き取りましょう。この月間での取り組みが、年間組織実増の土台を築きます。全分会目標達成を目指しましょう。

この困難な状況下で相談する拠り所になることは、「組合」ということをお仲間にお伝えをお願いいたします。

加入の自身は、事業所や現場の仲間の方がいましたらご紹介をお願いいたします。分会の仲間か豊島支部事務所までご連絡ください。コロナ対策融資や助成金の制度などを伝え、仲間の実態や要求を聞き取りましょう。この月間での取り組みが、年間組織実増の土台を築きます。全分会目標達成を目指しましょう。

この困難な状況下で相談する拠り所になることは、「組合」ということをお仲間にお伝えをお願いいたします。

自転車事故に備えていますか?

同居家族全員を守ります

★年掛金4,500円(家族型)
 自転車事故は最高300万円の補償
 入院・通院・手術もカバー
 自転車以外でも、交通事故時にも補償があります

足立区でも4月から義務化がスタート

★個人賠償責任保険も含まれています
 他人にケガをさせたり、他人の物を壊した時最高1億円まで損害賠償をカバー
 しかも、あなたにかわって示談交渉もしてくれます

自転車に乗らなくなったら、個人型がオススメ!

※東京都は自転車賠償責任保険等を備える事が条例で義務化されています。
 個人型 自転車保険(年2,500円)もあります。詳しくは支部事務所までお尋ねください



団体割引
25%

労働保険の年度更新について

一人親方労災、事業所労災、事業主特別加入、雇用保険、この4月に年度更新を行いました。通常時は、支部窓口に来所頂き、次年度の更新内容などを確認しながら更新をさせていただきますが、緊急事態宣言中は、電話と郵送での受付もを行います。

まだ更新等をされていない事業所につきましては、支部事務所まで一報ください。こちらからも、更新の有無を確認する電話を入れさせていただく場合がございます。また、総合賠償責任保険は5月末までです。取り急ぎ、こちらの更新だけでもお忘れないうち、ご確認をお願いします!

新型コロナ対策助成金等対応抜粋

内容詳細は、適時、変更される場合があります！ ここには1部分のみ、掲載していない制度も多数あります。

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
 ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

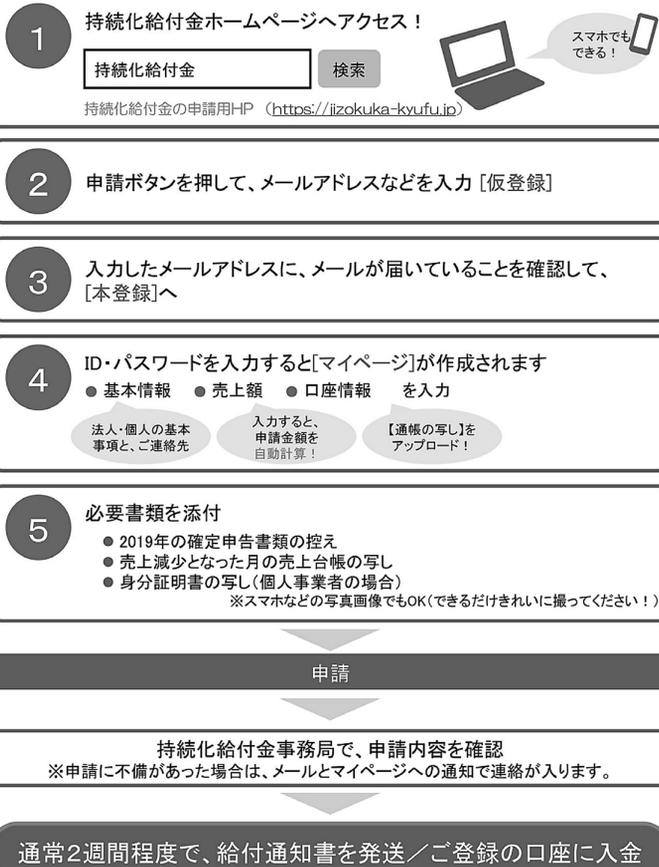
持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
[IP電話専用回線] 03-6831-0613
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順



【事業者・企業むけの支援は…】

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、**事業全般に広く使える、給付金を支給します。事業収入(売上)**を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をしていきましょう。

【個人むけ支援は…】

特別定額給付金

住民票のある人(2020年4月27日時点)に対し、1人当たり10万円の給付を行う制度です。「郵送申請方式」や「オンライン申請方式」などによる申請が必要です

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

- 誰に？ 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方
- いつから？ 申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、できるだけ早く申請書を郵送します。申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。
- どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン申請 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから <https://kyufukin.soumu.go.jp>
▶お問合せ先は、こちら(特別定額給付金コールセンター)
0120-260020 (フリーダイヤル 応答時間帯: 5/2以降平日、休日問わず9:00~18:30)
03-5638-5855 (応答時間帯: 5/1まで、平日9:00~18:30)

新型コロナウイルス感染症の共済給付特別措置

1) 組合総合共済について

●医師の証明(指示)がある場合のホテル・自宅待機は給付対象とし、「入院給付期間」となります。また、退院後の医師の指示による自宅待機は、「自宅療養期間」として給付対象となります。

※ただし、現場や職場で感染者が報告され保健所の指示で自宅待機となった場合、医師の証明がない場合は給付対象となりません。

●実施期間は6月末までとし、コロナ感染対策の推移を見て判断します。

2) 時効について(全ての共済申請)

2020年3月~6月に時効が確定する共済申請の時効を6か月間延長します。

◎東京都のHPから
⇒「東京都 新型コロナウイルス 支援情報ナビ」

個人向け支援、お役立ち記事も掲載されていて検索がしやすくオススメです。



【豊島LINE@】



【豊島支部HP】



【豊島ツイッター】



【東京土建本部】



組合からの情報発信を受けられるよう、SNSの登録をすませよう！
新型コロナウイルスに関するごちからからの情報発信、または皆さんからの現場の情報等をお寄せ下さい。

収入が大きく減った・仕事を失った!! 急場をしのぐため

そんな時は ☞ 生活福祉貸付金制度による(緊急小口資金)(総合支援金)

社会福祉協議会による個人を対象とした貸付制度、生活福祉資金も特例が設けられました。

- ①「緊急小口資金」は、休業などで収入が減少し、一時的な資金が必要な人には最大10万円を貸し付け、このうち小学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大20万円の貸し付けがあります。
- ②「総合支援金」は、生活再建の間に必要な生活費用の貸付制度です。失業などによって生活の立て直しが必要な人にはたとえば2人以上の世帯で月に最大20万円の貸し付けがあります。期間は、最大3か月間60万円となっています。貸し付けの期間や返済の期間も延長し、返済時になお所得の減少が続いている住民税非課税世帯については返済を免除するとしています。

※問い合わせは各社会福祉協議会へ

お金がない!! 収入激減での生活資金融資が欲しい

そんな時は ☞ 〔中小企業従業員むけ生活資金融資〕

新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金制度で、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るため、上限100万円を実質無利子の融資です。

対象の方は①6か月以上勤務し、現住所に3か月以上居住している方で、勤務先が現住所が東京都内にあること、②年間収入(税込)が800万円以下の方、③住民税の滞納がない方、④借入金の用途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方と、なっています。詳細な問い合わせは、中央労働金庫池袋支店へ 電話03-3984-5201